

令 6 医 療 政 策 第 644 号
令和 6 年(2024 年)11 月 5 日

一般社団法人山口県医師会会長
一般社団法人山口県病院協会会長 様

山口県健康福祉部長

「山口県医療施設等施設整備費補助金交付要綱」の一部改正について

このことについて、別添のとおり改正し、令和 6 年度の補助金から適用することとしましたので通知します。

なお、改正の概要は下記のとおりです。

記

1 改正理由

厚生労働省所管「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」の改正に伴う所要の改正

2 主な改正内容

事業の新規追加

基準額の変更

(参考) 当該要綱に記載の事業

- (1) へき地診療所施設整備事業
- (2) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業
- (3) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業
- (4) 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業
- (5) 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）

医療政策課 医療企画班

担 当：村上

Tel：083-933-2924

Fax：083-933-2829

E-mail：murakami.ryou

@pref.yamaguchi.lg.jp

山口県医療施設等施設整備費補助金交付要綱 R6 改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
第1条～第2条 (略) (交付の対象) 第3条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる事業（市町が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を市町が買収する事業を含む。）とする。 (1) ～(4) (略) <u>(5) 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）</u> <u>令和6年3月1日医政発 0301 第2号厚生労働省医政局長通知「新興感染症対応力強化事業の実施について」に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の開設者が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）</u> 第4条 (略) (交付額の算定方法) 第5条 この補助金は、県予算の範囲内で交付するものとし、その交付額は、次の(1)から(7)により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるもの	第1条～第2条 (略) (交付の対象) 第3条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる事業（市町が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を市町が買収する事業を含む。）とする。 (1) ～(4) (略) <u>(新設)</u> 第4条 (略) (交付額の算定方法) 第5条 この補助金は、県予算の範囲内で交付するものとし、その交付額は、次の(1)から(5)により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるもの

山口県医療施設等施設整備費補助金交付要綱 R6 改正 新旧対照表

とする。

(1) ～(5) (略)

(6) 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）（病室の感染対策に係る整備を除く。）

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(7) 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）（病室の感染対策に係る整備に限る。）

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 下限額
へき地診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)
	へりポート1か所当たり 92,489千円	(略)	(略)
医師臨床研修病院 研修医環境整備事	(略)	(略)	(略)

とする。

(1) ～(5) (略)

(新設)

(新設)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 下限額
へき地診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)
	へりポート1か所当たり 85,559千円	(略)	(略)
医師臨床研修病院 研修医環境整備事	(略)	(略)	(略)

山口県医療施設等施設整備費補助金交付要綱 R6 改正 新旧対照表

業				境整備事業			
有床診療 所等スプ リンクラ ー等施設 整備事業	当該施設の対象面積に次 に掲げる基準単価を乗じ た額とし、消火ポンプユニ ットを整備する場合は (1)、(2)に限り1施設当た り <u>2,350 千円</u> を加算する。 (1) 通常型スプリンクラ ー 対象面積1㎡当たり 基準単価 <u>23 千円</u> (2) 水道連結型スプリン クラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 <u>22 千円</u> (3) パッケージ型自動消 火設備 対象面積1㎡当たり 基準単価 <u>27 千円</u> (4) 消防法施行令(昭和36 年政令第37号)第32条 適用設備 対象面積1㎡当たり 基準単価 <u>26千円</u>	(略)	(略)	有床診療 所等スプ リンクラ ー等施設 整備事業	当該施設の対象面積に次 に掲げる基準単価を乗じ た額とし、消火ポンプユニ ットを整備する場合は (1)、(2)に限り1施設当た り <u>2,174 千円</u> を加算する。 (1) 通常型スプリンクラ ー 対象面積1㎡当たり 基準単価 <u>21.4 千円</u> (2) 水道連結型スプリン クラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 <u>20.7 千円</u> (3) パッケージ型自動消 火設備 対象面積1㎡当たり 基準単価 <u>25 千円</u> (4) 消防法施行令(昭和36 年政令第37号)第32条 適用設備 対象面積1㎡当たり 基準単価 <u>24.3 千円</u>	(略)	(略)
	自動火災報知設備を新設 する場合	(略)			自動火災報知設備を新設 する場合	(略)	

山口県医療施設等施設整備費補助金交付要綱 R6 改正 新旧対照表

	1施設当たり <u>1,222千円</u>				1施設当たり <u>1,130千円</u>		
医療施設 ブロック 塀改修等 施設整備 事業	対象の長さ1m当たり 基準単価 <u>93千円</u> (ただし30mを上限とする。)	(略)	(略)		医療施設 ブロック 塀改修等 施設整備 事業	対象の長さ1m当たり 基準単価 <u>86千円</u> (ただし30mを上限とする。)	(略)
<u>新興感染症対応力強化事業</u> (協定締結医療機関施設整備事業)	<u>病室の感染対策に係る整備</u> <u>1室当たり14,546千円</u>	<u>病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費(専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。)</u>	<u>二</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>病棟等の感染対策に係る整備</u> <u>対象面積1㎡当たり基準単価239,300円</u>	<u>病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入り口の扉の</u>					

山口県医療施設等施設整備費補助金交付要綱 R6 改正 新旧対照表

		<u>設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費</u>					
	<u>个人防护具保管施設の整備 対象面積 1 m²当たり基準 単価 239,300 円</u>	<u>病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な个人防护具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費</u>					
(注) 1～2 (略)				(注) 1～2 (略)			
第5条の2～第12条 (略)				第5条の2～第12条 (略)			
附 則 この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。				附 則 この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。			
附 則 この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。				附 則 この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。			
附 則				附 則			

山口県医療施設等施設整備費補助金交付要綱 R6 改正 新旧対照表

この要綱は、平成 27 年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、平成 28 年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、平成 30 年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、令和元年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、令和 2 年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、令和 3 年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、令和 4 年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、令和 5 年度の補助金から適用する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 6 年度の補助金から適用する。</u>	この要綱は、平成 27 年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、平成 28 年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、平成 30 年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、令和元年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、令和 2 年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、令和 3 年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、令和 4 年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、令和 5 年度の補助金から適用する。
--	--

山口県医療施設等施設整備費補助金交付要綱 R6 改正 新旧対照表

別 表 (略)

施設の名称	種目等	構 造 別	基準単価
へき地診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>198,300</u>
		ブロック	<u>172,500</u>
		木造	<u>198,300</u>
	離島・豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>212,200</u>
		ブロック	<u>185,400</u>
		木造	<u>212,200</u>
医師臨床研修 病院研修医環 境整備		鉄筋コンクリート	<u>294,800</u>
		ブロック	<u>257,100</u>
		木造	<u>294,800</u>

第1号～第7号様式 (略)

別 表

施設の名称	種目等	構 造 別	基準単価
へき地診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>183,400</u>
		ブロック	<u>159,600</u>
		木造	<u>183,400</u>
	離島・豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>196,300</u>
		ブロック	<u>171,500</u>
		木造	<u>196,300</u>
医師臨床研修 病院研修医環 境整備		鉄筋コンクリート	<u>272,700</u>
		ブロック	<u>237,800</u>
		木造	<u>272,700</u>

第1号～第7号様式 (略)

山口県医療施設等施設整備費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 この要綱は、山口県医療施設等施設整備費補助金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）及び山口県補助金交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる事業（市町が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を市町が買収する事業を含む。）とする。

(1) へき地診療所施設整備事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき、次に掲げる者が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。以下同じ。）及びその医師住宅等の新築、買収、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に係る施設整備事業

（ア）市町等（地方独立行政法人及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）（イ）日本赤十字社（ウ）社会福祉法人恩賜財団済生会（エ）全国厚生農業協同組合連合会（オ）その他厚生労働大臣が適当と認める者

(2) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業

平成14年2月8日医政発第0208010号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病院研修医環境整備事業の実施について」に基づき、臨床研修病院の開設者（市町等、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び全国厚生農業協同組合連合会を除く。）が行う医師臨床研修病院研修医環境整備事業

(3) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

平成26年3月7日医政発0307第3号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づき実施する有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

(4) 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業

平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」の別添「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、病院の開設者が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業

(5) 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）

令和6年3月1日医政発0301第2号厚生労働省医政局長通知「新興感染症対応力強化事業の実施について」に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療

措置協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の開設者が行う新興感染症対応力強化事業事業（協定締結医療機関施設整備事業）

（交付の対象外費用）

第4条 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- （1）土地の取得又は整地に要する費用
- （2）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- （3）設計その他工事に伴う事務に要する費用
- （4）既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- （5）その他の整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

第5条 この補助金は、県予算の範囲内で交付するものとし、その交付額は、次の(1)から(7)により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）へき地診療所施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（2）医師臨床研修病院研修医環境整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（3）有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業（自動火災報知設備を新設する場合に限る。）

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

（4）有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業（自動火災報知設備を新設する場合を除く。）

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（5）医療施設ブロック塀改修等施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（6）新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）（病室の感染対策に係る整備を除く。）

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比

較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(7) 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）（病室の感染対策に係る整備に限る。）

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 下限額
へき地診療所 施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 (ア) 5床以下 240㎡ (イ) 6床以上 760㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来しているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く）に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師住宅 (3) 看護師住宅	1か所につき 1,000円
	ヘリポート1か所当たり 92,489千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費	—
医師臨床研修 病院研修医環 境整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 研修医数×20㎡	臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舍の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 （バルコニー、廊下、階段等 共通部分を含む。）	—

有床診療所等 スプリンクラー等施設整備 事業	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり2,350千円を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 23千円 (2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 22千円 (3) パッケージ型自動消火設備 対象面積1㎡当たり 基準単価 27千円 (4) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条適用設備 対象面積1㎡当たり 基準単価 26千円	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費	—
	自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり 1,222千円	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	
医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	対象の長さ1m当たり 基準単価 93千円 （ただし30mを上限とする。）	ブロック塀の改修等に必要な工事費又は工事請負費	—
新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）	病室の感染対策に係る整備 1室当たり14,546千円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）	—
	病棟等の感染対策に係る整備 対象面積1㎡当たり基準単価 239,300円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入り口の扉の設置、病	

		棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	
	個人防護具保管施設の整備 対象面積 1 m ² 当たり基準 単価 239,300円	病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	

(注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。

2 補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。

(交付決定の下限)

第5条の2 第3条交付の対象事業について、第5条により施設ごとに算出された額が、第5条の表の第4欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(交付申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

2 前項の申請書は、正副2通とする。

3 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に定める。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(3) 規則第17条の関係書類は、別記第1号様式によらなければならない。ただし、補助事業者が地方公共団体以外の場合はその限りではない。

(4) 補助申請予定額のうち国庫分の額（複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額）が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。

(5) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

(6) 補助事業終了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第7号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了後の翌々年度6月20日までに知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(7) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはな

らない。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第8条 規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式により、当該年度の1月10日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書は、正副2通とする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 建物設置予定敷地内における建物の設置場所の変更で、機能を著しく変更しない軽微な変更
- (2) 建物の規模、構造又は用途の変更で、機能を著しく変更しない軽微な変更

(遂行状況報告)

第9条の2 この補助金の事業遂行状況について、知事から要求があったときは、速やかに第4号様式により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 前項の実績報告書は、正副2通とする。

3 第1項の実績報告書は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日までのいずれか早い期日までに提出するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助金の請求書は、別記第5号様式によるものとする。ただし、概算払いによる補助金の請求書は別記第6号様式によるものとする。

(検査)

第12条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

附 則

この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度の補助金から適用する。

別 表

(単位 円)

施設の名称	種目等	構 造 別	基準単価
へき地診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	198,300
		ブロック	172,500
		木造	198,300
	離島・豪雪地区	鉄筋コンクリート	212,200
		ブロック	185,400
		木造	212,200
医師臨床研修病院研修医 環境整備		鉄筋コンクリート	294,800
		ブロック	257,100
		木造	294,800

- 注 1 上記基準単価は、新築、増築及び改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下まわるときは、当該建築単価を基準単価とする。
- 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途厚生労働大臣に協議して承認を得た額とする。
- 3 離島、豪雪地区とは、離島振興法第2条第1項（昭和28年法律第72号）、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。